

特定機能病院、地域医療支援病院の要件見直しへ

11月17日に開催された社会保障審議会・医療部会（部会長：齋藤英彦・独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター名誉院長）では、特定機能病院と地域医療支援病院の役割や機能を明確化・強化する上で、要件の見直しを検討していくことを了承した。



委員による意見交換では、特定機能病院に外来患者が過度に集中していることに対して、要件である「紹介率3割以上」の引き上げや、逆紹介率の要件追加などにより機能分化を図るべきだとする意見が出た一方、「コメディカルの充実など勤務医負担軽減策により対応すべき」、「患者の立場からすれば、受診を制限すべきではない」などという声も聞かれた。

一方、地域医療支援病院については、未整備の2次医療圏が多数あることから、各2次医療圏に1つ以上は整備できる要件に緩和してほしいとの意見が複数の委員から出た。

齋藤部会長は、いずれも早急に検討会を設けて議論を進めることを、事務局に要望した。

■「急性期病床群（仮称）」の設置に賛否

事務局は、一般病床の機能分化推進に向け、周術期の患者や手術直後の状態が不安定な患者を主な対象とする「急性期病床群（仮称）」の設置を提案した。一般病床のうち要件を満たした場合に都道府県知事から「認定」を受ける仕組みで、要件には人員配置や構造設備基準だけでなく、患者の疾病・病態や処置内容などに合わせた医療提供機能も盛り込みたい考え。

委員からは、「この案では診療内容まで医療法で規定することになる」、「医療法は大まかな規定にとどまるべきで、ここまですべきではない」などとして、医療法で位置付けるのは時期尚早との意見が続出した。これに対し事務局は、「病床の『許可』ではなく『認定』を定めるもので、『認定』がないから急性期医療を行ってはいけないというわけではない。規制ではなく推進策と考えてほしい」として理解を求めた。賛意を表明する委員もおり意見が割れたため、次回以降継続して検討することとした。

■「臨床研究中核病院（仮称）」創設

会合は、臨床研究支援体制の構築に向け、「臨床研究中核病院（仮称）」を医療法に位置付けることについて概ね了承した。

「臨床研究中核病院（仮称）」の整備は2012年度予算で進められることになっているが、医療法に規定することで、臨床研究の推進を継続的な取り組みとして位置付けるとともに、当該病院による臨床研究に一定の信頼性を付与することなどが期待できるとした。

次回の会合は12月開催の予定。